

国民健康保険・後期高齢者医療に加入中の皆さんへ

12月2日(月)  
から

# 保険証の仕組みが変わります

問合先 市役所国民健康保険課保険係(番号31-4527)、市役所医療年金課医療給付係(番号31-4526)

## マイナ保険証(保険証利用登録をしたマイナンバーカード)はお持ちですか?

12月2日(月)から、現行の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証を利用することで、いつもの通院やその他の場面でもさまざまなメリットがあります。マイナ保険証をお持ちの方はぜひご利用ください。

\*現行の保険証は記載されている有効期限までは引き続き利用できます。有効期限を確認し、誤って破棄しないようご注意ください。

### マイナ保険証に関する主なメリット

#### データに基づくより良い医療が受けられる

受診時・調剤時にマイナ保険証で受け付けし、情報提供に同意することで、過去に処方された薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。初めて受診する医療機関・薬局でも安心です。

#### 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

医療機関等へ「限度額適用認定証」を提示することで、窓口負担を上限額に抑えることができますが、発行には事前申請が必要となり、申請が間に合わない場合は高額な費用を一時的に支払う必要がありました。

しかし、これからはマイナ保険証を利用することで、「限度額適用認定証」がなくても、窓口負担を上限額に抑えることができます。

\*保険適用外の検査等、制度対象外となるものがあります。

マイナ保険証のメリットについてより詳しく  
知りたい場合はこちら▶  
※厚生労働省ホームページへつながります。



## 申請によりマイナンバーカードの保険証利用登録を解除することができます

マイナンバーカードの保険証利用登録解除を希望する場合は、加入している医療保険者への申請が必要です。  
市の国民健康保険および後期高齢者医療に加入している方は、窓口にお越し頂くか、郵送での申請も可能です。

### 国民健康保険に加入している方

#### ■申請場所

- 市役所国民健康保険課保険係(市役所防災庁舎2階)
- 各行政センター市民課、阿寒湖温泉支所



#### ■申請に必要なもの

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書
- 申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)
- 委任状および代理人の本人確認ができるもの(代理人申請時)

※郵送申請の場合、本人確認書類は写しを同封してください。

※申請書・委任状は市ホームページからダウンロードすることができます。

▲申請書・委任状は  
こちら



### 後期高齢者医療に加入している方

#### ■申請場所

- 市役所医療年金課医療給付係(市役所防災庁舎2階)
- 各行政センター市民課、阿寒湖温泉支所



#### ■申請に必要なもの

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書
- 申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)

※申請書は市ホームページからダウンロードすることができます。

▲申請書は  
こちら

## マイナンバーカードの保険証利用登録をされていない方には「資格確認書」を交付します

マイナンバーカードの保険証利用登録をされていない方には、現行の保険証の有効期限が切れる前に、保険証の代わりとなる「資格確認書」を郵送いたします。ただし、12月2日(月)～令和7年7月31日(木)に75歳になる方には、利用登録の有無に関わらず、「資格確認書」を郵送いたします。

## 配慮が必要な方に係る「資格確認書」の申請について

介助者などの第三者が、本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証をお持ちでも、マイナ保険証での受診が困難である方については、医療保険者へ申請手続きを行うことで、現行の保険証に代わる「資格確認書」の交付を受けることができます。詳細については加入している医療保険者へお問い合わせください。